

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都府綾部市長

## 公表日

令和8年6月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。 ②健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。 ③その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。
③システムの名称	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)番号連携サーバ (5)健康管理システム(標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)予防接種事業支援情報ファイル (2)健康増進事業支援情報ファイル (3)保健事業支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表14、111、126の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 (4)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17の項及び別表第2の2,13,30の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条の表 【情報提供の根拠】 ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「予防接種法(または新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号))による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25, 26, 28, 154) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(139) 【情報照会の根拠】 ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「予防接種法(または新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号))による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25, 26, 28, 154) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(139) 第9条第1項別表項番81に規定する事務 2. 番号法第19条第9号 成人・老人保健事業の対象者の調査及び付帯調査に関する事務 根拠規定: 綾部市健康診査及びがん検診事業実施要綱</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 保健推進課
②所属長の役職名	保健推進課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康こども部 保健推進課 〒623-0011 京都府綾部市青野町東馬場下15-6 ☎0773-42-0111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムで対象者を検索するときには氏名、生年月日、住所を申請書等と照合して特定している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <p style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている  2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない </p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発                      ] <p style="text-align: left;"> &lt;選択肢&gt;  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発 </p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <p style="text-align: right;"> &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている </p>
判断の根拠	綾部市研修計画に従い、毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月20日	I-1. ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)番号連携サーバ (5)京都府・市町村共同電子申請システム	事前	
平成30年4月20日	I-2. 特定個人情報ファイル名	予防接種事業支援情報ファイル、母子保健事業支援情報ファイル、健康増進事業支援情報ファイル	(1)予防接種事業支援情報ファイル (2)母子保健事業支援情報ファイル (3)健康増進事業支援情報ファイル (4)保健事業支援情報ファイル	事後	
平成30年4月20日	I-3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の10.49及び76の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の10.49及び76の項 (2)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17.18の項及び別表第2の2.13.30.31の項	事後	
平成30年4月20日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17、18及び70の項	番号法第19条第7号 別表第二の17、18、19及び56-2の項	事後	
平成30年4月20日	I-5. ②所属長	保健推進課長 大槻 広敏	保健推進課長 十倉 和寿	事後	
平成30年4月20日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月20日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月26日	I 5. 7請求先	総務部 総務課 情報管理担当	企画総務部 総務課 情報管理担当	事後	機構改革による変更
平成31年4月26日	II 1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点		事後	時点修正
平成31年4月26日	II 2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	I 5②所属長の役職名	保健推進課長 十倉 和寿	保健推進課長	事後	
令和2年5月1日	I-1. ②事務の概要	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。 ②母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業等。 ③健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。 ④その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。	①予防接種法に基づく定期予防接種、予防接種健康被害の救済措置に関する給付の支給等。 ②母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業等。 ③健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。 ④その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。	事前	評価の再実施
令和2年5月1日	II 1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年5月1日	II 2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年2月5日	②事務の概要	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。 ②母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業等。 ③健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。 ④その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。 ②母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業等。 ③健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。 ④その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。	事前	
令和3年2月5日	I-3. 個人番号の利用法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の10.49及び76の項 (2)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17.18の項及び別表第2の2.13.30.31の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の10.49.76及び93の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第67条の2 (3)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17.18の項及び別表第2の2.13.30.31の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月5日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17、18、19及び56-2の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第16号の2、第16号の3、第56号の2、第69号の2、第115号の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第16号の2、第17号、第18号、第19号、第56号の2、第69号の2、第115号の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第30条第8号、第38条の3、第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第13条第1号、第13条第2号、第30条第8号、第38条の3、第59条の2	事前	
令和3年6月18日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。 ②母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業等。 ③健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。 ④その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。 ②母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業等。 ③健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。 ④その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。	事後	
令和3年6月18日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)番号連携サーバ (5)京都府・市町村共同電子申請システム	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)番号連携サーバ (5)京都府・市町村共同電子申請システム (6)ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月18日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の10,49,76及び93の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第5号(委託先への提供) (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第67条の2 (5)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17,18の項及び別表第2の2,13,30,31の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の10,49,76及び93の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第5号(委託先への提供) (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第67条の2 (5)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17,18の項及び別表第2の2,13,30,31の項	事後	
令和3年6月18日	I 5. 7請求先	企画総務部 総務課 情報管理担当	企画総務部 総務課	事後	機構改革による変更
令和3年6月18日	II 1. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月18日	II 2. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。 ②母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業等。 ③健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。 ④その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。 ②母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業等。 ③健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。 ④その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月10日	I-3. 個人情報の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の10,49,76及び93の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第5号(委託先への提供) (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第67条の2 (5)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17,18の項及び別表第2の2,13,30,31の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の10,49,76及び93の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第67条の2 (5)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17,18の項及び別表第2の2,13,30,31の項	事前	
令和3年12月10日	IV-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	
令和4年3月11日	I 4. ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第16号の2、第16号の3、第56号の2、第69号の2、第115号の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第16号の2、第17号、第18号、第19号、第56号の2、第69号の2、第102号の2、第115号の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第30条第8号、第38条の3、第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第13条第1号、第13条第2号、第30条第8号、第38条の3、第59条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第16号の2、第16号の3、第56号の2、第69号の2、第102号の2、第115号の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第16号の2、第17号、第18号、第19号、第56号の2、第69号の2、第102号の2、第115号の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第30条第8号、第38条の3、第50条、第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第13条第1号、第13条第2号、第30条第8号、第38条の3、第50条、第59条の2	事前	
令和5年3月11日	I 4. ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第16号の2、第16号の3、第56号の2、第69号の2、第102号の2、第115号の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第16号の2、第17号、第18号、第19号、第56号の2、第69号の2、第102号の2、第115号の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第30条第8号、第38条の3、第50条、第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第13条第1号、第13条第2号、第30条第8号、第38条の3、第50条、第59条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第16号の2、第16号の3、第56号の2、第69号の2、第102号の2、第115号の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第16号の2、第17号、第18号、第19号、第56号の2、第69号の2、第102号の2、第115号の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第30条、第38条の3、第50条 【情報照会の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第13条第1号、第13条第2号、第30条、第38条の3、第50条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月11日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年3月11日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年3月5日	I-1. ②事務の概要	<p>①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。</p> <p>②母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業等。</p> <p>③健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。</p> <p>④その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。</p> <p>⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。</p> <p>②母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業等。(マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領を含む)</p> <p>③健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。</p> <p>④その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。</p> <p>⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事前	
令和6年3月5日	I-1. ③システムの名称	<p>(1)健康管理システム</p> <p>(2)団体内統合宛名システム</p> <p>(3)中間サーバ</p> <p>(4)番号連携サーバ</p> <p>(5)京都府・市町村共同電子申請システム</p> <p>(6)ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	<p>(1)健康管理システム</p> <p>(2)団体内統合宛名システム</p> <p>(3)中間サーバ</p> <p>(4)番号連携サーバ</p> <p>(5)京都府・市町村共同電子申請システム</p> <p>(6)ワクチン接種記録システム(VRS)</p> <p>(7)サービス検索・電子申請機能</p>	事前	
令和6年3月5日	II 1. いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年3月5日	II 2. いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月3日	I-1. ②事務の概要	<p>①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。</p> <p>②母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)に基づく妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊婦歯科健康診査、低体重児の届出、母子訪問指導、乳幼児健康診査、母子健康教育、母子健康相談、子育て世代包括支援センター事業等。(マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領を含む)</p> <p>③健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。</p> <p>④その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。</p> <p>⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。</p> <p>②健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。</p> <p>③その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。</p> <p>④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	I-1. ③システムの名称	<p>(1)健康管理システム</p> <p>(2)団体内統合宛名システム</p> <p>(3)中間サーバ</p> <p>(4)番号連携サーバ</p> <p>(5)京都府・市町村共同電子申請システム</p> <p>(6)ワクチン接種記録システム(VRS)</p> <p>(7)サービス検索・電子申請機能</p>	<p>(1)健康管理システム</p> <p>(2)団体内統合宛名システム</p> <p>(3)中間サーバ</p> <p>(4)番号連携サーバ</p> <p>(5)京都府・市町村共同電子申請システム</p> <p>(6)ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	事後	機構改革により変更
令和6年4月3日	I-2. 特定個人情報ファイル名	<p>(1)予防接種事業支援情報ファイル</p> <p>(2)母子保健事業支援情報ファイル</p> <p>(3)健康増進事業支援情報ファイル</p> <p>(4)保健事業支援情報ファイル</p>	<p>(1)予防接種事業支援情報ファイル</p> <p>(2)健康増進事業支援情報ファイル</p> <p>(3)保健事業支援情報ファイル</p>	事後	機構改革による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月3日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の10,49,76及び93の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第40条、第67条の2 (5)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17,18の項及び別表第2の2,13,30,31の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の10,76及び93の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 (5)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17の項及び別表第2の2,13,30の項	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第16号の2、第16号の3、第56号の2、第69号の2、第102の2、第115号の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第16号の2、第17号、第18号、第19号、第56号の2、第69号の2、第102の2、第115号の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第30条、第38条の3、第50条 【情報照会の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第13条第1号、第13条第2号、第30条、第38条の3、第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第16号の2、第16号の3、第102の2、第115号の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第16号の2、第17号、第18号、第102の2、第115号の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第50条 【情報照会の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第13条第1号、第13条第2号、第50条	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	I-5. ①部署	綾部市役所 福祉保健部 保健推進課	綾部市役所 健康こども部 保健推進課	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	I-7. 請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502	事後	
令和6年4月3日	I-8. 連絡先	福祉保健部 保健推進課 〒623-0011 京都府綾部市青野町東馬場下15-6 ☎0773-42-0111	健康こども部 保健推進課 〒623-0011 京都府綾部市青野町東馬場下15-6 ☎0773-42-0111	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	II 1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月3日	II 2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月3日	II 1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月3日	II 2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年5月7日	I-1.②事務の概要	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。 ②健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。 ③その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務等。 ②健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業等。 ③その他保健推進課で行う保健事業の実施に関する事務等。 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務等。	事後	
令和7年5月7日	I-1.③システムの名称	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)番号連携サーバ (5)京都府・市町村共同電子申請システム (6)ワクチン接種記録システム(VRS) (7)健康管理システム(標準準拠システム)	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)番号連携サーバ (5)健康管理システム(標準準拠システム)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月7日	I-3.法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表14、111、126の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)※残しますか？ (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 (5)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17の項及び別表第2の2.13.30の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表14、111、126の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供) (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 (4)綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)第4条第1項、別表第1の17の項及び別表第2の2.13.30の項	事後	
令和7年5月7日	I-4.②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第16号の2、第16号の3、第102の2、第115号の2 【別表第二における情報照会の根拠】 第16号の2、第17号、第18号、第102の2、第115号の2 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第50条 【情報照会の根拠】 第12条の2第2号、第12条の2の2、第13条第1号、第13条第2号、第50条	1. 番号法第19条第8号の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条の表 【情報提供の根拠】 ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「予防接種法(または新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報)が含まれる項(25、26、28、154) ・情報提供者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(139) 【情報照会の根拠】 ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「予防接種法(または新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報)が含まれる項(25、26、28、154) ・情報照会者が「市町村長」の項のうち、利用特定個人情報に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」が含まれる項(139) 第9条第1項別表項番81に規定する事務 2. 番号法第19条第9号 成人・老人保健事業の対象者の調査及び付帯調査に関する事務 根拠規定:綾部市健康診査及びがん検診事業実施要綱	事後	
令和7年5月7日	II-1.いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月7日	II-2.いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月7日	IV-8.人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	IV-8.判断の根拠		システムで対象者を検索するときには氏名、生年月日、住所を申請書等と照合して特定している。	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	IV-11.当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	IV-11.判断の根拠		綾部市研修計画に従い、毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事象が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	新様式で追加された項目
令和8年6月26日	II-1.いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点		
令和8年6月26日	II-2.いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点		